

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送月及び第1納期は 令和6年度より4月へ変更になりました。

【 発送月が変更になることで変わる点 】

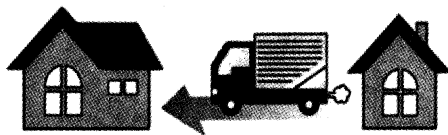
内 容	日にち
第1納期（全期前納含む） ※第2期～第4期は変更ありません。	4月30日
固定資産課税台帳及び土地・家屋 名寄帳の閲覧（無料閲覧機関）	4月1日～4月30日
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	4月1日～4月30日

【 市内に空家をお持ちの方へ 】

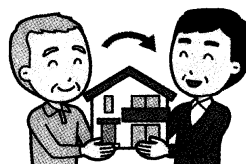
空家を放っておくと、周辺環境に悪影響を及ぼす
可能性があります。空家をお持ちで、今後の管理や
活用についてお困りの場合はぜひ、ご相談ください。

長久手市役所都市計画課建築係
TEL 0561-56-0622

【 お 願 い 】 以下の場合は長久手市役所税務課資産税係までお知らせください



●長久手「市外」にお住まいの方で
住所・氏名に変更があった場合



●相続があった場合
（相続登記した場合は不要）



●国外への転出で書類を受け
取ることができない場合



その他についてはHPをご覧ください